

=====

社会保険労務士法人エイチ・アール・エム

メールマガジン

平成19年1月15日号 VOL1

=====

お待たせいたしました！弊社メールマガジン創刊号です。

このメールマガジンでは、お役立ち・話題の労務関連トピックスを中心に、弊社の熱い思いをコラム形式などで皆様にお伝えできればと思っています。

月刊という形を取っていますが、(その他にも)どうしてもお伝えしたいことを、臨時増刊号という形発行させていただきます。

未永いご愛読の方、よろしくお願いいたします。

お知らせ1 セミナー案内

平成19年2月7日(水)・8日(木)に弊社主催 賃金・退職金及び就業規則セミナーを開催いたします。

賃金・退職金問題や労務問題は、日々増加の一途をたどっています。弊社にも、事業主様から毎日のように相談が寄せられています。中には、その場で解決できないような複雑な問題も多くあり、経営者の方のご苦勞が伺えます。

そこで、実際寄せられた相談をもとに、今後、どのような賃金制度および評価制度を構築していけばいいのか。また、企業は問題社員からどのようにして会社を守っていけばいいのかなど、経営者の皆様がお悩みの問題を解決します。

日程及びテーマ

2月7日(水) 「中小企業のための賃金・退職金改革」

2月8日(木) 「従業員とのトラブルから会社を守る就業規則」
会場:エル大阪
時間:両日とも午前10時30分から午後4時30分まで

その他詳細はこちらから <http://www.hrm-t.com/003.htm>

お知らせ2 事務所ニュース

弊社では、人事労務情報満載の事務所ニュースを発行いたしております。

本メールマガジンと併せてご愛読いただければ、以下のうれしい?
特典つきです。

1. 最近話題の人事労務関連のトピックスがわかりやすくご覧いただけます。
2. まだまだ知られていない社会保険労務士の守備範囲も皆様にご紹介していきます。

その他詳細はこちらから <http://www.hrm-t.com/010.htm>

第1回コラム「いじめの現場から」

最近、学校でのいじめの問題が連日、新聞やテレビなどで取り上げられています。自殺者まで出て大変忌々しき問題となっています。現在においては、伊吹文科相宛に自殺予告の手紙が届き、未明に異例の記者会見を開いたのは記憶に新しいところです。

では、これを労務問題に置き換えてみるとどうでしょうか。
部下が仕事などの悩みがあった場合に、通常は上司がそのシグナルを受け取ってフォローする必要があると思われます。一昔前においては、上司が部下を飲みを誘って、フォローをするというのが一般的でした。(私もサラリーマン時代は上司のアドバイスによく救われたものでした。)しかしながらバブル崩壊後、成果主義が浸透していく中で、そのような

風習が希薄化したように感じます。

他方、部下は悩みがあった場合などは、直属の上司に相談するという構図であったのではと思います。しかし、今日においては、その悩みをぶつける相手は直属の上司でもなく、その上の部長等でもなく、社長でもなく、労働基準監督署に行ってみたり、労働組合を結成したり、極端な場合はいきなり裁判で会社相手に訴えるなどというケースもあり、一昔前では考えられないことになっています。

どうしてこのようなことになってしまったのでしょうか。IT化が進み、電子メール等でコミュニケーションをとるようになり、『心のコミュニケーション』が希薄化してしまったのが大きな要因ではないかと私は考えます。

従業員が上司に相談しやすい状況や不平不満を吸収しやすい状況を作ればこのようなことは少しは防げるのではないかと思います。ある会社の役員さんが、「最近の従業員はあまり意見を直接言ってくれないから、ある意味怖い。」と仰っていました。なるほど、現場はそういうことになっているんだということを実感しました。古きよき時代の「呑みニケーション」(死語となってしまいました笑)を復活し、コミュニケーション不足を解消し、本当の意味での労使の信頼関係を築く事が今こそ必要な時代になってきたのではとつくづく感じている今日この頃です。

今月は、宮川弘之が担当しました。

編集後記

外食産業大手のゼンショーがチェーン展開する「すき家」をはじめとして、残業未払い問題があいもかわらずマスコミで大きく取り上げられていますね。

残業未払い問題は、今に始まったことではありませんが、よほど悪質なケースでなければ、表沙汰になることはありませんでした。

厚生労働省は、是正指導した企業が最多になったのは従業員のサービス残業への関心が高まり、相談や通報が増えたことを挙げています。

また、関連した話題として「ホワイトカラーエグゼンプション」(一定の条件(管理監督者一步手間、年収900万円以上など)を満たす従業員を、労働時間規制から除外する制度)導入に関する法案提出がなされようとしています。

今後、企業の労働時間に対する取り組みは、雇用形態の多様化や従業員の権利意識の高まり、ホワイトカラーエグゼンプションの導入などにより、複雑の一途を辿りますので、今のうちから要員計画など見直しておく必要があります。

社会保険労務士法人エイチ・アール・エム
社員 社会保険労務士 高田 和彦
☑伊丹事務所 〒664-0028
伊丹市西台1-3-5 伊丹駅前サンハイツ210
TEL 072-775-7704 FAX 072-775-4405
大阪事務所 〒531-0072
大阪市北区豊崎2-9-7 サンロードビル1F
TEL 06-6376-8670 FAX 06-6376-8671
<mailto:takada@hrm-t.com>
<http://www.hrm-t.com/>
